

(翻訳)

工業意匠法

連邦議会法第 No. 2, 2019

ミャンマー暦 1380 年 1 月下弦 10 日

(The 10th Waning Day of Pyatho, 1380 M.E)

2019 年 1 月 30 日

連邦議会はここに本法を制定する。

第 1 章 表題、有効性及び定義

1. (a) 本法は、「工業意匠権法」と称するものとする。
(b) 本法は、連邦大統領が発効の目的のために指定する日に発効するものとする。

2. 本法に含まれる次の用語は、以下に定める意味を有するものとする。
 - (a) 連邦とは、ミャンマー連邦共和国をいう。
 - (b) 中央委員会とは、本法に基づき組成される知的財産権の中央委員会をいう。
 - (c) 本省とは、連邦政府の下における商業省をいう。
 - (d) 関連庁とは、連邦政府の下における情報省、工業省、農業畜産灌漑省、又は教育省をいう。
 - (e) 本機関とは、本法に基づき組成される知的財産権機関をいう。
 - (f) 本局とは、本省から知的財産権の登録に関連する業務を割り当てられている局をいう。
 - (g) 登録官とは、知的財産権に関連する業務を引き受ける本局の局長 (Director General) をいう。
 - (h) 審査官とは、知的財産権の登録における審査手続を行う本局の部長補佐 (Assistant Director) 以上の地位の担当官をいう。

- (i) 知的財産権とは、知的財産を保護するために法律により付与された権利をいう。「知的財産権」という用語には、著作権、特許権、工業意匠権、商標権その他の知的財産権が含まれるものとする。
- (j) 工業意匠とは、工業製品若しくは手工芸品の全部若しくは部分の線、輪郭、色彩、形状、表面パターン、質感、若しくは外形の特徴若しくは装飾、又はその特徴、装飾から生じる工業製品若しくは工芸品の全部若しくは部分の外観をいう。
- (k) 製品とは、工業製品又は手工芸品をいう。この用語は、工業製品又は手工芸品に組み立てる部品、グラフィック・シンボル、印刷書体、包装及び外観を含むが、コンピュータ・プログラムを除く。
- (l) 工業意匠の権利者とは、工業意匠の登録権利者として本局の登録簿に記載され、認められた個人又は適法に設立された法人をいう。
- (m) 創作者とは、工業意匠の創作者をいう。
- (n) 権利者とは、工業意匠の権利者又はその権利の享受を認められた個人又は適法に設立された法人をいう。
- (o) 雇用者とは、雇用契約に基づき相互に合意した支払を受ける一人又は二人以上の従業者を雇用し、当該一人又は二人以上の従業者を直接又は間接に監督し、当該雇用者一人又は二人以上の従業者に対する支払、雇用及び雇用の終了について責任を負う個人、政府部門、政府組織又は適法に設立された法人をいう。この用語は、雇用者死亡の場合、管理業務を担当する雇用者の法定代理人を、私企業においては法定承継人及び法定譲受人を含む。
- (p) 従業者とは、知的及び身体的努力をもって生計を立てる者をいう。この用語は、本法の目的において、政府の部門、政府組織又は適法に設立された法人の職員を含む。
- (q) 加盟国とは、知的財産に関する協定、条約、合意、又は連邦が加入している協定、条約、又は合意に関連する国際機構又は地域機構の加盟国をいう。

- (r) 知的財産権裁判所とは、法に基づき連邦最高裁判所により設立された知的財産権に関する事項を裁定するための裁判所、又は連邦最高裁判所により管轄権又は権限を付与された裁判所をいう。
- (s) 優先権とは、第 39 条に定める優先権をいう。
- (t) 博覧会優先権とは、第 40 条に定める博覧会の優先権をいう。

第 2 章 目的

- 3. 本法の目的は以下のとおりである。
 - (a) 本法に従って工業意匠の権利者及び創作者の権利及び利益を保護すること
 - (b) 工業意匠の創作を保護することにより産業の開発を支援すること
 - (c) 工業意匠技術の開発と普及を促進すること
 - (d) 工業意匠の創作者と利用者間の技術的知識と社会経済的満足の相互利益を享受すること
 - (e) 利用者と創作者の権利と義務の均衡を保つこと

第 3 章 中央委員会の組成及び機能

- 4. 連邦政府は、
 - (a) 知的財産権に関連する機能を監督するため、知的財産権の中央委員会を組成するものとする。
 - i. 副大統領 議長
 - ii. 連邦の本省大臣 副議長
 - iii. 関連省庁の副大臣 構成員
 - iv. その他適切な省庁の副大臣又は局長 構成員
 - v. 知的財産専門家（4 人を超えないものとする） 構成員
 - vi. 二人の非政府組織（NGO）代表者 構成員
 - vii. 大統領の任命した者 秘書官

viii. 本局の局長

共同秘書官

(b) (a)に基づき組成された中央委員会については、必要に応じて組織改革を行うことができる。

5. 中央委員会の機能は以下のとおりとする。

- (a) 連邦において知的財産権に関連する機能を適正に発展させるために、知的財産権に関連する政策、戦略、及び事業計画を採用すること
- (b) 知的財産権に関連する政策、戦略、及び事業計画の実施を監督すること
- (c) 知的財産権の保護システムを通じ、連邦の経済、外国投資、中小企業の経済の発展を促進及び振興するために指導を行うこと
- (d) 知的財産権に関連する活動を発展させるため、人材に対する研修及び教育を促進すること
- (e) 知的財産権のシステムを発展させるため、及び当該システムが十分機能することを確実にするため、該当する政府の局、政府機関、その他機関、及び民間企業家と協働すること
- (f) 必要な技術支援及びその他支援を得るために、地元及び外国の組織との協議を奨励すること
- (g) 連邦政府により随時指定されるとおりに知的財産権に関連する活動を行うこと

第4章 本機関の組成及び責任

6. 中央委員会は、

- (a) 連邦政府の承認を得て以下の知的財産権機関を組成するものとする。
 - i. 中央委員会の秘書官 議長
 - ii. 本省及び本機関に関連する省庁の局長ら 構成員
 - iii. 知的財産専門家 構成員

(8人を超えないものとする)

iv. 非政府組織 (NGO) 代表者 構成員

(5人を超えないものとする)

v. 本局の局長 秘書官

vi. 本局の部署の長 共同秘書官

(b) (a)に基づき組成される本機関については、必要に応じて改革を行うことができるものとする。

7. 本機関の議長は、副大臣級の地位であるとみなされるものとする。

8. 本機関の職責は以下のとおりとする。

- (a) 工業意匠権に関連する活動を統括する。
- (b) 工業意匠権のシステムを適正に発展させるために、工業意匠権に関連する政策、戦略及び行動計画を中央委員会により指定されるとおりに実施し、かつ、人材に対する研修及び教育の活動を実施すること。
- (c) 連邦が、加盟国として、工業意匠権に関連する協定、条約、及び合意を締結できるよう、中央委員会に対して同機関の見解に関する情報を提供すること。
- (d) 連邦が加盟国となっている工業意匠権に関する協定、条約、及び合意の実施。
- (e) 工業意匠権に関し、該当する地元組織、国際機構、地域組織、及び加盟国と協力すること。
- (f) 必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに工業意匠権侵害についての訴訟提起を行う職責を割り当てること。
- (g) 必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに工業意匠権に関連する活動を行うように職責を割り当てること。
- (h) 登録官の決定に対する審判請求に際して決議を採択すること。
- (i) 連邦政府の承認を得た上で、中央委員会を通じ、本法に従って課される費用を指定すること。
- (j) 工業意匠権登録の承認に使用される印章を承認し、指定すること。

- (k) 進捗報告書及びその他要求される報告書を中央委員会に提出すること。
- (l) 中央委員会に工業意匠権についての年次報告書を提出すること。
- (m) 中央委員会が随時指定するとおりに知的財産権に関連する活動を行うこと。

第5章 本局の職責

- 9. 本局の職責は以下のとおりとする。
 - (a) 工業意匠権の登録に関する公開を行うこと
 - (b) 工業意匠権の登録簿を保持すること
 - (c) 知的財産権の各分野について設立される部署の各々の活動を監督すること
 - (d) 本機関により随時割り当てられる、知的財産権に関連する職務を遂行すること

第6章 登録官及び審査官の任命及び職務

- 10. 本省は、本機関の要請があった場合、知的財産権に関連する活動を本局内で行うために、必要に応じて登録官及び審査官を任命することができる。
- 11. 登録官の職務は以下のとおりとする。
 - (a) 工業意匠登録の申請及び審査手続を監督すること
 - (b) 工業意匠登録の職務を全うするにあたり、審査官の調査結果に従って（手続を）進めること
 - (c) 工業意匠登録に関する決定を行うこと
 - (d) 中央委員会及び本機関により割り当てられた知的財産権に関連する職務を遂行すること
- 12. 審査官の職務は以下のとおりとする。
 - (a) 工業意匠登録の出願を審査すること

- (b) 工業意匠登録の申請に関連する審査における調査結果及び意見、並びに、異議申立書及び答弁書の評価を登録官に提出すること
- (c) 工業意匠登録に関する職務を全うするために、登録官の承認を得て該当する者につき審査を行い、必要書類を要求すること
- (d) 登録官に対し、当該登録を認めるか否かに関する審査官の意見を添えて工業意匠登録申請書を提示すること
- (e) 本機関、本局及び登録官により割り当てられる、知的財産権に関連する職務を全うすること

第7章 保護される工業意匠

- 13. 工業意匠は、新規かつ独自性がある場合に保護されるものとする。
- 14. 工業意匠は、連邦内における工業意匠登録申請の出願日以前に、又は優先権主張を伴う場合は、かかる優先権の主張日の前に、言語により説明され、使用され、公表され、展示され、又はその他の方法で開示されることにより、国内又は国際的に公衆に利用可能にならない限り、新規なものとはみなされるものとする。
- 15. 工業意匠は、公知の工業意匠又は公知の工業意匠の組合せの特徴と顕著な違いがない場合には新規なものとはみなされないものとする。

第8章 保護されない工業意匠

- 16. 工業意匠は、以下の項目のいずれかに該当する場合は保護されないものとする。
 - (a) 技術的、機能的創作
 - (b) 公序良俗、倫理、宗教及び信条、並びに連邦が評価する文化に反する創作

第9章 工業意匠登録を受ける権利を有する者

- 17. 工業意匠の創作者又はその承継人若しくは譲受人は、上述の工業意匠の登録を申請する権利を有するものとする。

18. 工業意匠が二人以上の者により創作された場合には、当該全ての者が当該工業意匠の登録を共同して申請する権利を有するものとする。
19. 雇用者と従業者間の雇用契約に従って又は当該雇用契約の履行の過程において従業者により工業意匠が創作された場合、
- (a) 雇用契約に従って従業者が当該工業意匠を創作したときは、雇用者のみが当該工業意匠の登録を申請する権利を有する。
 - (b) 雇用者が、工業意匠を従業者が創作した旨の従業者の書面通知の送付の日付から6カ月以内に当該工業意匠の登録を申請しない場合には、雇用主による登録権の放棄とみなされ、従業者が当該工業意匠の登録を申請する権利を有するものとする。
 - (c) 雇用契約の満了後1年以内に創作された工業意匠の登録を申請する場合、従業者が前雇用者の業務の範囲で当該工業意匠を創作していた場合には、雇用契約に別途の定めがない限り、また従業者が反対の証拠を提出できない限り、当該工業意匠は、期限の切れた雇用契約に基づく創作とみなされ、前雇用者が当該工業意匠の登録申請権を有する。ただし、以下のいずれかの場合においては、従業者のみが当該工業意匠の登録申請権を有するものとする。
 - (i) 前雇用者が、創作された当該工業意匠を申請しないことに同意した場合、
 - (ii) 前雇用者が、従業者の提出した証拠に反論できない場合、又は
 - (iii) 雇用者が (b) による登録をしなかった場合
 - (d) 従業者が創作した工業意匠が、雇用者の作業の範囲に属し、雇用者の機器、データ又は技術を使用して創作されたが、雇用者の指示によるものではない場合は、雇用契約に別途規定されないかぎり、従業者のみが当該工業意匠の登録を申請する権利を有するものとする。

- (e) 従業者が(a)、(c)及び(d)に規定されないその他の工業意匠を創作した場合、雇用契約に別途規定されないかぎり、従業者のみが当該工業意匠の登録申請権を有するものとする。

第10章 出願

- 20. 工業意匠についての権利を得るために当該工業意匠の登録出願の申請を望む者は、所定の要件に従って登録官に出願を提出することができる。

- 21. 工業意匠登録の出願人は、
 - (a) 工業意匠製品又はその製品に使用される工業意匠が、ロカルノ協定に定める工業意匠の国際分類の同一分類の場合、複数の工業意匠について単一の申請書を提出することができる。
 - (b) 登録出願申請書をミャンマー語又は英語で作成することができる。
 - (c) 登録官の要請があれば、申請書をミャンマー語から英語に、又はその逆に翻訳するものとする。
 - (d) 当該翻訳が(c)に従って要求された場合、翻訳に認証の署名をするものとする。

- 22. 工業意匠登録の出願人は、
 - (a) 登録出願申請書に以下の情報を記載するものとする。
 - i. 登録の申請
 - ii. 出願申請をする個人又は法人の名及び住所
 - iii. 出願人が出願のために代理人を任命した場合、代理人の名、NRC 番号、及び住所
 - iv. 工業意匠の明確かつ詳細な説明
 - v. 工業意匠が実施され又は表現されている製品の説明

- (b) 要求された場合、(a)の情報に加え、以下の情報を提供するものとする。
 - i. 法人が出願する場合、当該法人の登記番号、法人の種類、及び設立国
 - ii. 出願人が優先権の主張を行う場合、優先権主張に加え、当該優先権の存在を示す確たる証拠
 - iii. 出願人が博覧会優先権を主張する場合、博覧会優先権主張に加え、当該博覧会優先権の存在を証明する確たる証拠
 - iv. その他本機関及び本局が随時定めるその他の要件

- 23. 第 22 条(a)に定める要件を満たす工業意匠の登録出願申請を本局が受領した日を、出願人の所定の費用の支払により、連邦における登録出願申請が行われた日とみなす。

- 24. (a) 二人以上の者が、異なった日に同一又は類似の工業意匠の登録出願を行い、当該出願に関して紛争がある場合、登録官は、最も早く要件を満たす登録出願を行った出願人の工業意匠の登録を認めるものとする。
(b) (a)に従って出願を行うにあたり、出願人が優先権又は博覧会優先権を主張する場合で、当該出願に関して紛争がある場合、その出願が登録の要件を満たし、最も早い優先日を伴う出願を行った出願人に対して工業意匠の登録を認めるものとする。

- 25. 二人以上の出願人が同一又は類似の工業意匠の登録出願を同日に申請した場合、又は同一の優先日を主張した場合、
(a) 登録官は、全ての出願人に対し、適切な期間の相互の協議を経て、当該出願人らが工業意匠の出願人に指定することを望む者の氏名を提示するよう指示するものとする。

- (b) 出願人らは、登録官の指示のとおり相互に協議した上で、自らが工業意匠の出願人として指定した者の氏名又は出願人らを共同出願人に指定して登録官に通知するものとする。
 - (c) (a)に基づく登録官の指示にもかかわらず、出願人らが当該事項につき合意に至らなかった場合、当該出願人らは、登録官が所定の方法で行う決定に従うものとする。
26. (a) 工業意匠登録の出願人は、
- i. 登録官が工業意匠の登録を許可又は拒絶する前、又は本機関が登録官の決定に対する審判請求に関して決定を行う前に、出願申請書、翻訳若しくはその他補助的書類に記載の文言中の誤記、又はその他補正可能な誤謬を補正することを望む場合は、所定の費用を払い、登録官に出願申請書の補正を要求することができる。
 - ii. 工業意匠の出願に含まれる、工業意匠の全部又はいくつかを取り下げることを要求することができる。
 - iii. 登録官に対し、所定の費用を支払った上で、複数の工業意匠を含む出願を複数の新たな出願に分割することができる。
- (b) (a) (iii)に基づき分割された新たな出願を提出する場合、当初の出願日が、上記により分割された当該出願の申請日とみなされるものとする。
27. 登録官は、第 26 条に基づき行われた要求を審査した上で、所定の条件に従って補正を認めることができる。

第 11 章 審査、異議申立、及び登録

28. 工業意匠の登録出願に関し、審査官は、

- (a) 出願が第 21 条に記載の制限に対応しているか、及び第 22 条に記載の情報全てを含んでいるかを検討し、自身の意見を付して、登録官に対して要件を満たす出願を提出するものとする。
- (b) 出願が第 21 条に記載の制限に対応しているか、及び第 22 条に記載の情報全てを含んでいるか否かを検討し、登録官の承認を得た上で、出願人に要件を満たさない出願を補正するよう通知するものとする。出願人が当該通知の受領から 30 日以内に出願を補正しなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなされるものとする。
- (c) 審査官が(b)に従って補正された出願を受領した場合、当該審査官はかかる出願を審査し、補正に関する自身の意見を付して登録官に提出するものとする。
- (d) 第 2 条(J)に定める定義に該当しない工業意匠について当該出願が提出された場合、又は第 16 条(b)の規定により保護されない工業意匠について出願がなされた場合、その拒絶に関する意見と共に登録官に出願を提示するものとする。

29. 工業意匠登録の出願人が、

- (a) 期限を守らず、そのことにより当該工業意匠出願に関連する権利が無効になった場合、当該出願人は、以下に該当する場合は、当該工業意匠の出願を登録官に対して再出願することができる。
 - i. 期限を守らなかったことに起因する無効化の日から 60 日以内に申し出た場合
 - ii. 期限を守らなかったことについての必要な全ての文書、情報、又は説明を提出した場合
 - iii. 期限を守らなかった理由を申出書に記載した場合
 - iv. 所定の費用を支払った場合
- (b) 審判請求期間内に(a)に基づき権利を求める申請がなされた場合、登録官は当該手続を一時停止するものとする。

30. 登録官は、
- (a) 該当する工業意匠の出願に関連する権利が無効化された場合、審査の上、無効化された工業意匠の再登録出願を第 29 条(a)に従って認容することができる。
 - (b) 出願が第 21 条及び第 22 条に定める要件を満たす場合、異議申立を行う機会を与えるために、当該出願を所定の方法で公開するものとする。
 - (c) 第 36 条に従って出願人から公開の延長請求があった場合、延長期間の満了前に工業意匠を公開してはならない。
31. 工業意匠登録の出願に異議を申し立てることを望む者は、所定の費用を支払った上、公開の日から 60 日以内に、以下のいずれかの異議理由を主張して異議申立書を登録官に提出することができる。
- (a) 工業意匠が第 2 条(j)の定義に該当しないこと
 - (b) 工業意匠に新規性がないこと
 - (c) 工業意匠が第 16 条に従って保護されないこと、及び
 - (d) 出願人が意匠登録を受ける権利を有しないことを示す信頼できる証拠があること
32. 異議申立書の受領後、登録官は出願人に対し、所定の期間内に当該異議申立書に反論する機会を与えるため、書面による通知を送付するものとする。
33. 工業意匠登録の出願に関し、登録官は、
- (a) 公開の日から 60 日以内に異議申立書が提出されなかった場合、当該出願を認容することができる。

- (b) 審査の上、異議申立を認容又は拒絶することができる。
- (c) 登録簿に当該出願の認容又は拒絶を記録し、出願人に当該認容又は拒絶につき通知し、所定の方法で当該認容又は拒絶の旨を公開するものとする。
- (d) 登録の出願が認容された場合、出願人に対し、工業意匠の登録証を発行するものとする。

34. 工業意匠の権利者は、

- (a) 工業意匠の登録証の原本を紛失又は汚損した場合、所定の費用を支払った上で、登録官に対して工業意匠の登録証の認証付きの写しを請求することができる。
- (b) 所定の費用を支払った上で、登録官に対し、登録簿に記載の文言の誤記又はその他補正し得る誤謬又は国籍及び住所の詳細の訂正を請求することができる。

35. 登録官は、

- (a) 第 34 条(a)に従って提出された出願を審査した上で、工業意匠の登録証の認証付きの写しを発行することができる。
- (b) 第 34 条(b)に従って提出された出願を審査した上で、出願人が訂正を行うことを許可することができる。

第 12 章 公開の延長

36. 工業意匠登録の出願人は、所定の方法で、申請書に記載の延長期間を記載して、登録官が当該工業意匠の公開を延長するよう要求することができる。希望延長期間は、工業意匠登録申請の提出日から、又は優先権主張を伴う場合は優先日から、18 か月以内であるものとする。

37. 出願人は、第 36 条に基づき工業意匠の公開の延長を要求した場合であっても、当該延長期間中はいつでも、登録官に要求した当該延長を取り消し、公開を行うことを要求することができる。
38. 登録官は、
- (a) 第 36 条に従って公開が延長された場合、工業意匠に関連するファイルの機密を保持し、登録簿に当該延長を登録するものとする。
 - (b) 延長期間の間、当該延長、当該申請者の固有情報、申請日、希望延長期間、及びその他必要な情報を開示するものとする。
 - (c) 所定の延長期間が満了した場合、工業意匠の登録申請を公開するものとする。

第 13 章 優先権

39. いずれかのパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において工業意匠登録申請を行った者、又はその権利承継人が、当該加盟国における最初の出願日から 6 か月以内に、本局において、当該加盟国において登録されたものと同一の工業意匠について出願を提出した場合、その申請日において、当該最初の申請日からの優先権を得る資格を有するものとする。
40. パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国の該当する政府により主催され又は認証された国際博覧会において展示された工業意匠の登録出願を、当該工業意匠を当該国際博覧会で展示してから 6 か月以内に本局に申請書を提出した場合、その申請日において、最初の展示の日からの博覧会優先権を得る資格を有するものとする。

41. 博覧会優先権は、第 39 条に基づき出願の日から付与される優先期間を超えることはないものとする。

第 14 章 登録期間及び更新

42. 登録工業意匠の登録期間は、当該工業意匠の出願日から 5 年とする。登録は、最大二期まで更新できるものとし、各更新期間は 5 年間とする。
43. 工業意匠の権利者が登録期間を更新することを望む場合、
- (a) 当該権利者は、所定の費用を支払った上で、当該登録の期間満了日の 6 か月以内に当該登録の更新申請を行うものとする。
 - (b) 当該権利者は、所定の登録費用及び遅延料金を支払った上で、当該登録の期間満了日の経過後 6 か月の猶予期間内に、当該登録の更新申請を行うものとする。
44. 登録官は、
- (a) 要件を満たす登録更新申請を認容する。登録証の更新は、従前の登録期間の満了日に発効するものとする。
 - (b) 登録更新申請が、当該申請の審査の結果、要件を満たしていた場合、登録を 5 年の期間更新し、当該登録更新を所定の方法で公開する。
 - (c) 登録更新及び所定の費用の支払を登録簿に登録する。
 - (d) 当該工業意匠の権利者が登録更新のための所定の費用を 6 か月の猶予期間内に支払わなかった場合、登録工業意匠の登録を取り消す。
 - (e) 登録簿に登録工業意匠の取消を登録し、当該取消を所定の方法で公開する。

第 15 章 登録工業意匠権

45. 工業意匠の権利者が第 14 章の規定に従う場合、当該権利者は、本章の規定する登録工業意匠権を登録期間中与えられるものとする。
46. 第 49 条及び第 50 条の規定に従い、工業意匠の権利者は、
- (a) 独占的権利として、
 - i. 登録された意匠権（又はその主要な特徴）を複製した意匠を表現した製品について、他者が工業意匠の権利者の同意を得ずに商業目的で生産、販売又は輸入することを防止し、これらから保護される権利を有するものとする。
 - ii. 登録工業意匠権を侵害する者に対して民事訴訟を提起する権利を有するものとする。
 - (b) 第 16 章及び第 17 章の規定に基づいて登録された工業意匠の権利につき、他者に対して譲渡又は使用許諾する権利を有するものとする。
47. 雇用者は、第 19 条(d)に従って従業者のみが登録出願申請を行う権利を有する工業意匠についての非独占的使用許諾の権利を有するものとする。
48. 複数の権利者により保有される工業意匠の場合、当該権利者間で別途合意されない限り、
- (a) 工業意匠の各権利者は、登録工業意匠についての均等かつ不可分の権利を享受することができるものとする。
 - (b) 工業意匠の各権利者は、登録工業意匠についての自身の不可分の権利に関し、他者に譲渡し又は使用許諾を付与することができる。
 - (c) 工業意匠の各権利者は、当該工業意匠の他の共同権利者の同意を得ることなく、登録工業意匠権を侵害した者に対して民事訴訟を提起することができる。
 - (d) 工業意匠権利者の権利承継者である個人又は適法に設立された法人は、(a)、(b)、及び(c)に記載の権利を有するものとする。

49. 工業意匠権利者が保有する工業意匠についての権利は、以下には適用されないものとする。

- (a) 私的かつ非商業的な目的で行われる活動、
- (b) 実験又は研究の目的で行われる活動及び
- (c) 引用又は教育の目的で行われる複製

50. 登録工業意匠についての権利は、工業意匠権利者又は工業意匠権利者に権限を付与された者により適法に連邦内で販売され又は連邦に輸入された、当該工業意匠を実施した本製品には適用されないものとする。

第 16 章 工業意匠権の譲渡

51. (a) 工業意匠の出願人は、所定の条件に従い、他の個人又は法人への自身の出願申請の譲渡を登録するよう登録官に申請することができる。

(b) 工業意匠の権利者は、所定の条件に従い、他の個人又は法人への自身の登録工業意匠の権利の譲渡を登録するよう登録官に申請することができる。

52. 第 51 条(a)に従った工業意匠の出願人又は譲受人が、又は第 51 条(b)に従った工業意匠の権利者又は譲受人が、所定の費用を支払った上で、権利の譲渡の登録を申請した場合、登録官はそのような権利の譲渡を登録し、当該譲渡につき所定の方法で公開するものとする。

53. 権利の譲渡は、当該権利譲渡の登録申請が登録官に提出されない限り、有効とならないものとする。

第 17 章 登録工業意匠の使用許諾

54. 工業意匠の権利者は、所定の条件に従って、自身の登録工業意匠につき個人又は法人に使用許諾を行うことができる。

55. 工業意匠の権利者又はそのライセンシーは、所定の費用を支払った上で、当該登録工業意匠の使用許諾を、当該使用許諾の認証付きの写しと共に登録するよう登録官に申請を行うことができる。
56. 登録官は第 55 条に従って提出された申請書を登録し、当該使用許諾を所定の方法により公開するものとする。
57. 工業意匠の権利者又はそのライセンシーが、登録された工業意匠使用許諾の取消を所定の条件に従って登録官に申請する場合、登録官は当該使用許諾の登録を取り消し、当該使用許諾の取消を所定の方法により公開するものとする。
58. 使用許諾は、当該使用許諾の登録申請書が登録官に提出されない限り有効とならないものとする。

第 18 章 工業意匠の登録の無効及び取消の公開

59. 登録工業意匠が第 60 条に列記される条件のいずれかに該当すると判明した場合、関連する個人又は適法に設立された法人は、当該登録工業意匠の全部若しくは部分の無効又は当該登録工業意匠の全部若しくは部分の取消の宣言を登録官に要請することができる。
60. 登録官は、以下の場合、関連する個人又は適法に設立された法人の請求により、登録工業意匠の全部又は部分の無効を宣言するものとする。
 - (a) 登録工業意匠が第 16 条の規定に従って保護されない場合
 - (b) 登録工業意匠が第 2 条(j)の定義に含まれない場合
 - (c) 登録工業意匠に新規性がない場合
 - (d) 工業意匠の権利者に当該登録工業意匠に対する権利がないことを証明する信すべき証拠がある場合

- (e) 登録工業意匠が、詐欺、偽造文書により、又は情報の欠落により取得された場合、又は
 - (f) 登録官が、申請に関して、登録された工業意匠が無効と宣言する裁判所の最終又は確定的判断を受領した場合
61. 登録官は、以下の場合に登録工業意匠を登録簿から削除することができる：
- (a) 出願人が登録期間満了から6カ月間の猶予期間内に登録を更新しない場合、
 - (b) 工業意匠の権利者がその権利を放棄した場合、又は
 - (c) 工業意匠が第60条に規定する制限に該当することを理由に無効である場合
62. 登録官は、登録簿からの工業意匠の削除を登録し、所定の方法により、公衆及び当該工業意匠の権利者に削除を通知するものとする。

第19章 国際登録出願

63. 連邦が工業意匠の国際登録に関する協定に加盟した後、工業意匠登録出願を行うことを望む連邦の国民又は外国人は、工業意匠の国際登録制度を選択することを望む場合、要求事項に従って登録官に出願を提出することができる。

第20章 審判請求

64. (a) 本法に基づき登録官が行った決定に不服のある者は、本機関に対し、当該決定から60日以内に審判請求を行うことができる。
- (b) (a)に基づき審判請求が行われた場合、本機関は、登録官の決定を支持し、取り消し、若しくは訂正し、又は関係当事者に対して更なる証拠の提出を指示することができる。
- (c) (b)に従って更なる証拠が提出された場合、本機関は登録官の決定を支持し、取り消し、若しくは訂正することができる。

65. 本機関による決定に不服のある者は、当該決定の通知を受領した日から 90 日以内に、当該事案に関する申立書を、最高裁判所が管轄権を付与する知的財産権裁判所に提出することができる。

第 21 章 知的財産権裁判所の設立

66. 連邦の最高裁判所は、
- (a) 関連する管区及び州において知的財産権裁判所を設立し、知的財産権に関連する民事又は刑事訴訟について審理し、判決を下す裁判官を任命することができる。
 - (b) (a)に基づき任命された裁判官に対して、知的財産権関連事件につき審理を行い判決を下す権限及び管轄権を付与することができる。
 - (c) (a)に従って知的財産権裁判所が設立される以前においては、知的財産権関連事項につき審理を行い判決を下す知的財産権裁判所の権限及び管轄権を、管轄裁判所に対して付与することができる。
 - (d) 知的財産権裁判所により下された判決、命令、及び決定についての控訴及び訂正に関して管轄権を有することになる知的財産権裁判所の管轄権及び権限を決定するものとする。
 - (e) 管轄知的財産権裁判所に対して、第 65 条に基づき提起された訴訟につき審理を行い判決を下す権限及び管轄権を付与するものとする。

第 22 章 工業意匠権の権利侵害に関する知的財産権裁判所の権限

67. (a) 権利者は、第 68 条及び第 69 条の規定する民事訴訟手続に従い、権利への損害を防ぐために、知的財産権裁判所に対し仮処分の申立をすることができる。
- (b) 権利者は、知的財産権裁判所において、民事裁判を提起することができる。

68. (a) 知的財産権裁判所は、第 67 条(a)に基づき工業意匠権が侵害された旨を主張する申請書を受理した場合、民事救済手段として以下の仮処分を行いつつ、一つ又は複数の命令を下すことを決定することができる。
- i. 登録工業意匠の権利侵害、及び、連邦内の商取引ルートに知的財産権の侵害にかかる商品（通関手続が行われた輸入品を含む。）が流入することを防止するための差止命令
 - ii. 主張される登録工業意匠の侵害に関連する適切な証拠を保存するための命令
- (b) 知的財産権裁判所は、仮処分を行うために、出願人に以下を提供するよう指示することができる。
- i. 当該出願人が権利者であり、かつ、当該出願人の権利が侵害されており又は当該侵害が切迫していることにつき、裁判所が十分に確信を持って納得できるよう、合理的に入手可能な全ての証拠を提出すること
 - ii. 仮処分の強制執行の濫用を防止するために十分な担保金を支払うこと
- (c) (a)に従って下された命令のとおり仮処分を行うにあたり、知的財産権裁判所は出願人に対し、（権利が）侵害されたと主張する商品を特定するため、更なる情報を提出するように指示することができる。
- (d) 仮処分の申請が行われた際に知的財産権裁判所が仮処分の強制執行の日から設定した合理的な期限内、又は期限が設定されなかった場合は仮処分を行う命令が下された日から 30 日以内に民事訴訟が開始されなかった場合、知的財産権裁判所は、被告の要請があれば、第 68 条(a)及び第 69 条(a)に基づいて下された仮処分の効果を、第 69 条(b)に影響を与えることなく取り消し又は停止することができる。
- (e) 知的財産権裁判所が、出願人の債務不履行又は行為により仮処分を取り消し又は停止した場合、又は工業意匠についての権利が侵害されていない、若し

くは工業意匠についての切迫した権利侵害（の危険）が存在しないと判断した場合、知的財産権裁判所は、被告の要請があれば、出願人が要請した仮処分に起因して被告が被った損害についての合理的かつ十分な賠償金を被告に対して支払うよう出願人に命令することができる。

69. (a) 知的財産権裁判所は、以下の状況においては、他方当事者から事情を聴取せず一方的に (*inaudita altera parte*) 仮処分を行うことができる。
- i. (仮処分が) 遅れた場合、権利者が回復不能な損害を被る可能性が高い場合
 - ii. 証拠が破壊されるという明らかな危険がある場合
- (b) 他方当事者から事情を聴取しない一方的な (*inaudita altera parte*) 仮処分を行うにあたり、知的財産権裁判所は、
- i. 仮処分が行われた直後に当該仮処分につき被告に通知するものとする。
 - ii. 被告が所定の期限内に、又は期限が定められていない場合は通知の日から 30 日以内に当該通知に従わなかった場合、当該仮処分の執行を完了させるものとする。
 - iii. 被告の要請があった場合、当該仮処分を変更し、取り消し、又は追認すべきか否かを合理的な期間内に決定する目的で再審理及び聴聞を行うものとする。
70. 第 67 条(b)に基づく訴訟においては、知的財産権裁判所は、民法及び民事訴訟法に影響を与えることなく、工業意匠についての権利侵害に関し、以下のうち一つ又は複数の命令を下すことができる。
- (a) 工業意匠の侵害にかかる輸入品が、その税関局における通関手続きの直後に連邦の商取引ルートにおいて流通することを防止するための差止を含む、工業意匠についての権利の侵害を防止するための差止

- (b) 権利侵害者に、権利者の工業意匠についての権利の侵害に起因して権利者が被った損害を補償するのに十分な賠償金を権利者に対して支払うことを要求する命令、又は権利侵害者に、予め決められた賠償金額又は当該侵害により生じた利益、又は適切な場合はその両方を権利者に対して支払うことを要求する命令
- (c) 訴訟費用及び弁護士費用を含む権利者の適切な出費分を支払うことを権利侵害者に要求する命令

71. (a) 知的財産権裁判所が、民事訴訟法に従って、権利者の申立に対し、侵害の最終判決を下す場合、以下を命じることができる：
- (i) 侵害と認められた商品を破棄すること、又は当該侵害商品を商取引ルートに乗せないこと
 - (ii) さらに侵害のリスクを最小限にするために、何らの補償なく、主たる使用法が侵害商品の創作に使用された材料又は設備を商取引ルートに乗せることを防止すること
- (b) (a)に従って命じる場合、知的財産権裁判所は、以下の事実を考慮するものとする：
- (i) 差止命令の影響、
 - (ii) 侵害の程度と侵害商品の破棄のバランス、
 - (iii) 破壊方法の自然環境への影響及び
 - (iv) 第三者の利益への悪影響

72. 個人が自身の工業意匠についての権利が侵害されたと不当に主張したことが判明した場合、当該個人は、商品の不当な差押えを通じて損害を被った被告に対して損害賠償責任を負うものとし、知的財産権裁判所は当該出願人に対し、被告の弁護士費用及びその他費用を含む訴訟費用を支払うよう命じることができる。

73. (a) 知的財産権裁判所は以下の場合、既存の法律の規定、及び（適切な場合）秘密保持に影響を与えることなく、他方当事者に対し、証拠の提出を命じることができる。
- i. 権利者が自身の主張を裏付けるのに十分な、確たる証拠を提示した場合
 - ii. 権利者が、他方当事者の管理下に存在する、主張実証に相応しい証拠を特定した場合
- (b) 正当な理由のない故意的権利侵害の場合、知的財産権裁判所は、（権利を侵害された当事者及び権利侵害者とされる者により提示された告発及び主張を含む）当該裁判所に提示された情報に基づき、肯定的又は否定的な準備的及び最終的な決定を行うことができるが、以下の場合、訴訟の当事者らは予め主張又は証拠に関して聴聞の機会を与えられるものとする。
- i. そのような当事者のいずれかが必要な情報へのアクセスを拒絶した場合
 - ii. そのような当事者のいずれかが合理的な期間内に必要な情報を提供しなかった場合
 - iii. そのような当事者のいずれかが強制執行行為に関連する手続を著しく妨害した場合
74. 工業意匠についての権利の侵害に関する訴訟に関連する強制執行に関する規定が明確に本法に含まれていない限り、知的財産権裁判所は、証拠法、民事訴訟法、刑事訴訟法、及びその他適用される現行法の規定に従って行為を行うことができる。

第23章 罰則

75. 以下の行為のいずれかにより有罪判決を受けた者は、1年以下の懲役若しくは2百万チャット以下の罰金、又はその両方の罰を科されるものとする。
- (a) 工業意匠登録証明を偽造発行し又は偽造発行させる行為
 - (b) 登録簿に不誠実に不実の登録をし、又は当該行為を他者に行わせる行為

- (c) 秘密期間中に第三者に秘密である工業意匠を開示する行為
- (d) 公開前の所定の期間内に、工業意匠の登録申請に関する文書を許可なく第三者に提供し、公衆に開示し、又は第三者による当該文書の使用を許可する行為

第24章 雑則

- 76. 他の現行法に含まれる相反する規定にかかわらず、工業意匠に関する犯罪に対しては、本法に従ってのみ訴追されるものとする。
- 77. 本法に基づき付与された権限の行使にあたって登録官が行った決定がある者に影響を与え得る場合は、登録官はそのような者に対し、規定の条件に従って聴聞の機会を与えるものとする。
- 78. 登録官により発行された、適切に認証及び捺印された工業意匠登録証の写し及び補助書類は、証拠として該当する知的財産権裁判所に提出され得るものとする。
- 79. 本法に定める工業意匠についての権利の侵害（の規定）は、政府の部門及び法人が、商業的利用ではなく、連邦の国家非常事態が起きた際に公共の利益のために当該工業意匠の付された商品を利用する場合には適用されないものとする。
- 80. 工業意匠に関連して当事者間で生じる紛争は、友好的な方法、仲裁手続、又は訴訟手続のいずれかにより解決することができるものとする。
- 81. 本法の規定の強制執行に関しては、本省は中央委員会の事務機能につき責任を負うものとし、本機関が費用を負担するものとする。
- 82. 本省は、連邦政府の承認を得て、中央委員会、本機関及び稼働団体の公務員でない事務職員の給与及び手当を決定するものとする。

83. 本法に規定する連邦レベルの役職を保有する者の任期は通常、連邦大統領の任期と同一であるものとする。
84. 本省は、本局の各部署を知的財産権の分野毎に設置し、本省の機能を本局及びその部署に割り当てることができる。
85. 本法に基づいて設置された中央委員会及び本機関は、全ての知的財産権に関する法律のための中央委員会及び本機関であるとみなされるものとする。
86. 本法の規定を実行するにあたり、
- (a) 連邦最高裁判所は、規則、規程、条件、通知、命令、ディレクティブ、及び手続を決定し、発布することができる。
 - (b) 本省及び各省は、
 - i. 連邦政府の承認を得て、規則、規程、及び条件を決定し、発布することができる。
 - ii. 通知、命令、ディレクティブ、及び法的手続を決定し、発布することができる。
 - (c) 本機関及び本局は、本省の承認を得て、通知、命令、ディレクティブ、及び法的手続を決定し、発布することができる。
87. 1946年ミャンマー特許意匠法（応急規定）は、本法により廃止される。

私は、ミャンマー連邦共和国憲法の下、以下に署名する。

ミャンマー連邦共和国

大統領

(Sd) Win Myint